

令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業業務委託

公 募 要 領

本公募は、令和8年度沖縄県当初予算成立及び国の沖縄振興特別振興交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決、若しくは修正された場合、又は国交付金の交付決定がなされない場合、若しくは減額された場合にあつては、契約の一部又は全部を締結できないことがありますので、あらかじめご留意ください。

県では、令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業について、企画提案により委託業務の契約者を選定するため、下記のとおり公募します。

記

1 委託業務名

令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日(水)まで

3 委託予定額(上限)

139,554千円(税込み)

4 業務内容

別紙「令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1)日本国内で登録されている企業であること
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6 公募に係る質疑受付期間

令和8年3月〇日～3月16日(月)

仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式1】を記入し、電子メールにて提出

提出用メールアドレス: aa050075@pref.okinawa.lg.jp

※ メールの件名は、「高付加価値・グローバル展開加速化事業公募に関する質問」とすること。

※ 質疑への回答については、適宜、共有・公開する場合がある。

7 公募期間・提出先・問い合わせ先

令和8年3月〇日～3月23日(月)

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課（担当者：眞壁）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁8階)

電話番号 098-866-2340 / e-mail: aa050075@pref.okinawa.lg.jp

※ 応募書類提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。**提出期限(3/23 17時まで)**

※ 郵送の場合は、**提出期限(3/23)までの必着**とすること。

8 企画提案書の提出書類及び必要部数

(1) 下記①～⑩の資料を以下の要領により提出すること。

- ・セット 10 部作成(原本1部・複写9部)
- ・各様式の間にはインデックスで間仕切りを入れること。
- ・A4縦、長辺左側に穴を空け、1 部ずつフラットファイルに綴り提出すること。
- ・下記⑩については、審査員が企画提案内容について理解しやすいよう内容を分かりやすく記載するなど工夫するとともに、簡潔に整理すること。

- ① 企画提案応募申請書……………【様式2】
- ② 企画提案書……………【様式3】
- ③ 会社概要表……………【様式4】
- ④ 積算書……………【様式5】
- ⑤ 実績書……………【様式6】
- ⑥ 誓約書……………【様式7】
- ⑦ 共同企業体構成書……………【様式8】(該当する場合のみ)
- ⑧ 共同企業体協定書 ※要押印(該当する場合のみ)
- ⑨ 沖縄県の認証制度の取得状況が分かる資料 (本要領 10(1)を参照)
- ⑩ その他補足説明資料

(2) また、以下の資料については各1部のみ提出

- ・納税証明書(法人税、県税、市町村税)
- ・定款又は履歴事項全部証明書
- ・決算報告書(直近2事業年度分)

(3) 積算書内訳は、以下の費目で積算すること。

- 直接人件費
- 直接経費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等)
- 一般管理費「事業費(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内」とすること。
- 再委託費(業務の内容に応じて各社で判断すること。再委託が可能な範囲等は企画提案仕様書を確認すること。)
- 消費税「(事業費+一般管理費)×10%」とすること。なお、旅費や使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

9 応募後のスケジュール

(1) 一次審査(書類審査)

結果通知: 令和8年3月24日(火)以降 予定

※ 審査内容や経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 二次審査(口頭審査)

- ① 開催: 令和8年3月30日(月) 午後 予定 (詳細は一次審査通過者に対し個別通知)
- ② 場所: 県庁内会議室(一次審査通過者に対し個別通知)
- ③ 結果通知: 令和8年4月1日(水) 予定

- ※ 1応募者あたり、提出した企画提案書をもとに質疑応答約 20 分程度を予定。
- ※ 口頭審査の際は、追加資料の提出(画像・動画等を含む)は不可
- ※ オンライン対応については、事前の相談・調整を要する。

10 受託事業者の選定

本委託業務は、県産品の高付加価値化やブランド化の推進等のため、現地コーディネーターや国内外事務所等と連携しながら、国内外市場において広く取組を展開することができる事業者を公募するものである。このため、価格以外の条件を重視しており、以下の選定方法及び審査項目により提案内容の審査を行うものとする。

(1)選定方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する審査委員会において各提案内容を審査し、優先順位を決定。
- ② 提案内容の審査は、提出された資料に関する書類審査(1次審査)を行い、書類審査に合格した事業者を対象に、審査委員会において口頭審査(2次審査)を行う。なお、口頭審査については、**提出期限(3/23 締切)**までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査の対象外とする。
- ③ 審査委員会は非公開とし、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ④ 審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託に関する協議が整わなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。
- ⑥ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a. 所得向上応援企業認証制度
 - b. 経営革新計画認証制度
 - c. 人材育成企業認証制度
 - d. ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e. パートナーシップ構築宣言企業

(2)主な審査項目(予定)

- ① 適合性(本事業目的と提案内容の適合)
- ② 実効性(円滑に業務遂行できる工程・実施体制となっているか、類似事業対応の実績)
- ③ 有効性(企業支援内容は具体的であるか、成果は期待されるものとなっているか)
- ④ 経済性(経費見積内容は妥当であるか)
- ⑤ その他(沖縄県認証制度の取得状況 等)

11 その他留意事項

- (1)書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)書類作成及び二次審査の出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (3)提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4)契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号(下記条文参照)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (5) 受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。
- (7) 契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

<参考>

契約保証金について(沖縄県財務規則 抜粋)

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額)の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約(公益を目的としたものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、

契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。